

監査公表第5号（令和元年6月21日、県公報第14号登載）

本庁定期監査結果に基づく措置通知（平成30年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成30年11月12日30監総第525号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年6月21日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	岩崎勇
福岡県監査委員職務執行者	江藤秀之

1行経第455号
令和元年6月6日

福岡県監査委員 藤山泰三殿
同 行正晴實殿
同 岩崎勇殿
福岡県監査委員職務執行者 江藤秀之殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年11月12日30監総第525号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部 防災危機管理局 防災企画課	委託契約において、完了していない業務の完了を認定していた。	完了していない業務分の委託料の過払い分については、返納処理を行った。 完了していない業務の完了を認定していたことについては、今後このような不適正な事務処理を行うことがないよう、次のとおり措置を講じた。 ・契約時の仕様書案の内容の確認不足については、所属長が全職員に対し確認を徹底するよう厳重に注意した。 ・上司への報告・相談不足については、所属長が、担当者に対

		<p>し、上司に業務の進捗状況を適切に報告し、上司の承認を得るよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務規則の理解不足については、全職員に対し、契約及び履行確認にかかる財務会計研修を行った。 ・履行確認の不備については、業務委託及び修繕等の工事に係る履行確認の検査時に、担当者に加え総括班の職員も立会させることとし、確認体制を強化した。
<p>商工部 新事業支援課</p>	<p>委託契約において、契約保証金を納付させていなかった。</p>	<p>契約保証金の免除に当たっては、規定の写しなど根拠資料を起案文書に必ず添付し、適宜確認する等、同様の誤りが生じないよう事務改善を行う。</p> <p>また、会計事務の関係資料を随時活用できるようにまとめたものを課の所定の場所に置き、契約事務を含め、今後不適正な会計事務を行うことがないよう措置を講じる。</p>

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・ 県民生活部	行政財産目的外使用料及び 占用使用料において、調定が遅 延していた。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、使用許可を行った ときに直ちに調定を行うよう指 導を行った。また、会計課の財務 会計研修資料を全職員に回覧し た。 ・年度の当初から使用許可を行 うものについては、年度当初に 調定を行うことを徹底するとと もに、スケジュール表を作成し、 上司が進捗状況を管理すること により、適切な事務処理に努め る。
環境部	雑入（行政代執行経費の求 償）において、収入未済額が前 年度に比べて増加している。	行政代執行事案が新たに発生 しないよう産業廃棄物処理に対 する監視指導体制の強化に努め るとともに、継続的に滞納者の 財産調査を実施し、新たに判明 した財産の差押えや一括納付が 困難な滞納者からの一部納付等 により、収入未済縮減に努める。

<p>商工部</p>	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて減少しているものの、依然として多額である。</p>	<p>事業継続中の延滞先に対しては、事業所訪問や組合及び組合員の決算書の徴求により定期的に経営状況を把握し、経営の安定化と償還を指導することにより、回収額の増額に努めている。</p> <p>また、事業を休廃止している延滞先に対しては、連帯保証人の所得や資産調査を継続し、連帯保証人への督促や担保物件の処分により、延滞債権の回収に努めている。</p> <p>こうした取組みの成果もあり、延滞先・連帯保証人からの償還金額は増加した。（平成29年度実績：対前年度比で5先から7,458千円増加）</p> <p>引き続き債権の回収額の増額に努めていくとともに、回収困難な債権については、徴収停止措置や不納欠損処理等の整理を迅速に進めていく。</p> <p>延滞先への債権回収に向けた取組に加え、独立行政法人中小企業基盤整備機構のアドバイザー派遣事業の活用、返済条件の変更への対応等により貸付先に対する支援を行い、新たな延滞債権の発生防止に向けて一層努力していく。</p>
------------	---	---

<p>商工部</p>	<p>委託契約において、契約締結前に業務が行われていた。さらに、その後の変更契約において、契約保証金が追加納付される前に契約を締結していた。</p>	<p>契約締結前に業務が行われていたことについて、契約締結前に業務を行うことがないように、計画的かつ十分な準備期間を設けた上で契約の準備を迅速に行い、更に同様の契約を行う他の部署へ問い合わせるなど広く契約期間等について情報収集に努める。</p> <p>また、契約保証金が追加納付される前に変更契約を締結していたことについては、規定の写しなど根拠資料を起案文書に必ず添付し、確実に確認する等、同様の誤りが生じないように事務改善を行う。</p> <p>上記の措置に加えて、会計事務の関係資料を随時活用できるようにまとめたものを課の所定の場所に置き、契約事務を含め、今後不適正な会計事務が行われないよう措置を講じる。</p>
<p>農林水産部</p>	<p>委託契約において、履行状況を誤認して、業務の完了を認定していた。</p>	<p>「福岡の食」を使用したフェア開催に関わる委託業務のうち、業務実施の働きかけの実施で履行完了となるものと、業務の実施までが必要なものを明確に区分して、履行確認を行うこととした。</p> <p>また、課内の他の委託業務について仕様書を点検した結果、履行状況を誤認するような仕様書はないことを確認した。</p>

県土整備部	建物貸付料において、調定が遅延していた。	<p>月ごとの調定事務を記載したチェックリストを作成し、担当者及び係長が随時チェックすることで調定の遅延が発生しないようにする。</p> <p>また、上記チェックリストを係内の見える位置に貼り、事務処理の状況を複数人で確認することで再発防止を図る。</p>
-------	----------------------	--